

# 一般社団法人宮崎県作業療法士会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮崎県作業療法士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、県内の作業療法士の研鑽、作業療法の普及発展を図り、県民に対して地域医療、保健、福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作業療法の学会、研修会、講習会等の開催に関する事
- (2) 作業療法の刊行物の発行に関する事
- (3) 作業療法の普及、啓発、指導に関する事
- (4) 作業療法士の教育の向上に関する事
- (5) 作業療法士の福利厚生事業に関する事
- (6) 作業療法士の社会的地位の向上に関する事
- (7) 内外関係団体との提携交流に関する事
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 社員

(法人の構成員及び資格要件)

第6条 当法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有する者で、本会の目的に賛同する者。正会員をもって社員とする。
- (2) 賛助会員 当法人の目的、事業に賛同し、これを援助する個人又は団体とする。
- (3) 名誉会員 本会の事業に顕著な功勞の会った者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとするものは、前条の資格を有する者が、入会の申し込みを行い、代表理事の承認を受けなければならない。

2. 正当な理由なく会費2年以上未納入の上退会となった会員が再入会する際は、退会に至った未納入期間の会費を全納しなければならない

3. 賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
4. 休会又は再入会するものは、休会届け・入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員もしくは賛助会員となった時及び、毎年社員総会において会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 社団法人日本作業療法士協会の会員資格を失ったとき
- (2) 死亡(法人にあつては解散)
- (3) 正当な理由なくして会費を2年以上納入しないとき

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、又は社員の5分の1もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(権能)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告及び収支予算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他当該法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 社員総会を招集する場合は、総社員に対し、会議の目的たる事項、日程及び場所を記載した書面をもって、会日の一週間前までに通知しなければならない。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに発するものとする。
3. 会長は、前条第2項に基づく請求があったときは、30日以内に社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、その総会において出席した構成員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(総会の書面による表決等)

第18条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合において、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した社員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 第4章 役員等

(役員の設定)

第20条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上12名以内

監事 3名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

3. 代表理事を会長とし、理事のうち2名以内を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第21条 会長及び副会長は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2. 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事および監事は、次の場合に社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認めるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

- 第26条 役員報酬、その他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第27条 当法人は理事会をおく。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務執行の監督
  - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
  - (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (5) 理事会で必要と認めた事項
  - (6) その他業務の執行に関する事項で理事会で必要と認めた事項

(開催)

- 第29条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の5分の1以上から請求があったときに開催する。

(招集)

- 第30条 理事会は、代表理事が招集する。
2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  3. 理事会を招集する場合は、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項、日程及び場所を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、代表理事が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

(議 長)

第 3 1 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第 3 2 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第 3 3 条 当法人は、理事が提案した決議事項について理事（当該事項につき決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りではない。

(議事録)

第 3 4 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 3 5 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(資産の構成)

第 3 6 条 当法人の資産は、次にあげるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入
- (6) 設立当初の財産目録に記載された財産

(資産の管理)

第 3 7 条 当法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 3 8 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第 3 9 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2. 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第41条 当法人は、一般法人及び一般社団法人に関する法律第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

## 第8章 雑則

（委任）

第42条 この定款に定めるほか、事業執行、会計その他必要な事項は、理事会の決議を経て処理する。

2. 理事会は、業務執行に関し、必要な細則を定めることができる。

（顧問）

第43条 当法人に必要な有識者など、顧問をおくことができる。

（学会）

第44条 当法人に宮崎県作業療法学会を置く。

2. 上記学会は、作業療法に関する科学及び技術の研究並びにこれに関する事業を行う。

## 第9章 付則

（最初の事業年度）

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第46条 当法人の設立時社員の氏名および住所は、以下の通りである。




	氏名	住所
設立時社員	関 一彦	
設立時社員	吉村 秀久	
設立時社員	藤澤 摩由美	

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人宮崎県作業療法士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年1月18日

設立時社員	関 一彦	
設立時社員	吉村 秀久	
設立時社員	藤澤 摩由美	

訂正印をひとつずつ